

第 1 6 号議案

中野区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 1 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

企画部、総務部及び区民部の分掌事務を改める必要がある。

中野区組織条例の一部を改正する条例

中野区組織条例（平成30年中野区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クの前に次のように加える。

キ 区有資産の計画、管理及び活用に関すること。

第3条第2号オ中「経理」を「契約」に改め、同条第3号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ シティプロモーション及び観光に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（中野区財産価格審議会条例の一部改正）

2 中野区財産価格審議会条例（平成26年中野区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部」を「企画部」に改める。